

枚方京田辺環境施設組合の管理者の職務を代理する上席の職員を定める
規則

平成28年7月1日

規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。